

令和5年第1回総社市農業委員会総会議事録

1 開会 令和5年1月10日(火) 午後1時30分

2 閉会 令和5年1月10日(火) 午後2時48分

3 場所 総合福祉センター3階 大会議室

4 出席または欠席した農業委員

出席 13人

1番 渡邊 豊	2番 定井 正雄(会長)
3番 林 眞理(農政担当)	4番 國府 直幸
5番 若林 勤	6番 小原 弘
7番 小西 忍	9番 阿部 英志
10番 渡邊 則文	11番 能登谷 和正(会長代理)
12番 仮谷 昌典	13番 中田 省吾
14番 犬飼 正己	

欠席 2名

8番 河田 直樹	15番 秋山 陽太郎(農地担当)
----------	------------------

5 出席した農地利用最適化推進委員

石尾 弘	茅原 弘和	武田 英雄	前田 操	守安 淳市
山田 隆正	池上 次男	小西 安彦	長代 悦和	東 茂
大月 泉	黒瀬 昭夫	高上 忠義	黒江 冊旨	友野 伸樹
藤井 久美				

6 職務及び説明のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局

局長 小川 正義	次長 岡中 芳浩	主査 萬成 教雄	主任 新谷 紗季子
----------	----------	----------	-----------

7 議事録署名委員

7番委員 9番委員

8 本日の議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 付議事件

議案第1号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第4号 農用地利用集積計画について

報告第1号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について

報告第2号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

9 付議事件及びその結果

原案どおり可決

10 議事経過の概要

次のとおり

開会 午後1時30分

(会長) それでは、只今より令和5年第1回総社市農業委員会総会を開会いたします。只今の出席は、農業委員が13名。欠席が2名。そして農地利用最適化推進委員が16名の出席です。農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する在任する委員の過半数が出席しております。よって総会が成立していることを報告します。本日の議事日程は、皆様のお手元に配布しております日程表のとおり進めてまいりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。次に、総会での注意事項について申し上げます。発言される場合は必ず挙手をし、議席番号を言ってから発言してください。やむを得ず離席する場合は必ず許可を得るようにしてください。携帯電話は電源を切るかマナーモードにするようお願いいたします。

(会長) 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、総社市農業委員会会議規則第33条の規定により、7番委員、9番委員を指名いたします。

(会長) 次に、日程第2 会期の決定を行います。本総会の会期は、総社市農業委員会会議規則第5条の規定により本日1日限りと決定いたします。

(会長) 次に日程第3 付議事件の審議に入ります。それでは、本日は、会長代理の能登谷委員、審議をよろしくお願いいたします。

【議案第1号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について】

(会長代理) それでは議案第1号、農地法第3条の規定による農地等の許可申請について、を議題といたします。事務局お願いします。

(主査) 【議案第1号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について朗読】

【受付番号36番】

(会長代理) それでは36番、福井の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(茅原委員) 昔、受人と渡人との間で土地のやり取りがあったけど、不備があったという事でこの度きれいにしようという事で申請がありました。受人は、稲作と畑を耕作しておられており、稲刈りは、お手伝いさんがやっていますが、普段の管理については、本人がきちんと管理されております。この件については問題なしということでよろしくお願いいたします。

(会長代理) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(会長代理) それでは採決いたします。36番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(会長代理) 異議なしと認め、36番は許可されました。

【受付番号37番】

(会長代理) 続きまして37番、久代の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(1番委員) 受人と渡人の関係はいとこ同士です。受人が長年ここを管理していましたが、今回贈与という事で申請がありました。長く農業をされている方ですので、地元といたしましては別段影響はないものと考えておりますので、ご審議の方よろしくお願いいたします。

(会長代理) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(会長代理) それでは採決いたします。37番を許可することにご異議ありませんか。

- (委員) 異議なし。
(会長代理) 異議なしと認め、37番は許可されました。

【受付番号38番】

- (会長代理) 続きまして38番，東阿曾の件につきまして，地元委員の説明をお願いいたします。
(3番委員) この案件は，渡人から委託を受けて耕作している農地ですが，この度，受人に所有権を移転しようとするものです。地元としては問題ないと思いますが，詳細は武田委員からお願いいたします。
(会長代理) 武田委員，何か補足がありましたらお願いいたします。
(武田委員) 受人の耕作状況ですが，水稻を作付けしています。農機具もトラクター，コンバインを所有しており，農作業は年間250日ほどされており，忙しい時期には，妹と弟が手伝っています。近隣の農地への影響についてですが，今までどおり，水稻を作付けするという事で変わりませんので。問題ないと思います。審議の方よろしくお願いいたします。
(会長代理) それでは，この件につきまして，何かご質疑，ご意見ございませんでしょうか。
(委員) なし。
(会長代理) それでは採決いたします。38番を許可することにご異議ありませんか。
(委員) 異議なし。
(会長代理) 異議なしと認め，38番は許可されました。

【受付番号39番】

- (会長代理) 続きまして39番，清音三因の件につきまして，上原にも耕作地があります。それぞれの耕作地について説明をしてもらった後に決議したいと思いますので，よろしく申し上げます。まず，私から地元委員の説明をいたします。
(11番委員) 上原には，3筆ありますが，いずれも稲作をしておられて適正に管理されています。小西委員補足がありますか。
(小西委員) 11番委員のとおりです。付け加えることはございません。
(会長代理) それでは，清音三因の農地について説明をお願いいたします。
(5番委員) この農地は，数年耕作をしていなくて，地元としては今回耕作してもらえるとこの事でありがたく思っています。特に問題はないと考えておりますので，よろしく申し上げます。
(会長代理) それでは，受人が秦の方なので，地元委員から説明をお願いします。
(12番委員) 地元の委員としては問題ないと思います。詳細は，受人の近所におられる池上委員から

説明をお願いします。

(池上委員) 受人の息子が耕作の手助けをして、ここを畑として利用させてほしいという事で、問題ないと思います。よろしくをお願いします。

(会長代理) それでは、この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(会長代理) それでは採決いたします。39番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(会長代理) 異議なしと認め、39番は許可されました。

【議案第2号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について】

(会長代理) それでは議案第2号、農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について、を議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【議案第2号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

【受付番号30番】

(会長代理) 30番、東阿曾の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(10番委員) 周辺の状況ですが、東が道路、西が田、南が田、北が宅地です。転用した場合の周辺への影響はないと思います。以上です。

(会長代理) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(3番委員) この土地は、以前に宅地転用した農地でありまして、手続きから漏れていた部分があり、その是正という案件です。地元としては問題ないと考えますが、詳細は武田委員からお願いいたします。

(会長代理) それでは、武田委員をお願いします。

(武田委員) この土地は、現在、庭の一部になっております。用水、排水、日照通風、土砂流出についていずれも問題ありません。よろしくをお願いします。

(会長代理) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 今回、是正という事で始末書が提出されております。農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

- (会長代理) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (会長代理) それでは採決いたします。30番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (会長代理) 異議なしと認め、30番は許可されました。

【議案第3号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について】

- (会長代理) 続きまして議案第3号、農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について、を議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いいたします。
- (主査) 【議案第3号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

【受付番号120番】

- (会長代理) 120番、金井戸の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。
- (10番委員) 周辺の状況ですが、東が田、西が道、南が道路、北が田です。転用した場合の農地の影響はないと思います。以上でございます。
- (会長代理) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。
- (4番委員) 用水につきましては、南に水路があり問題ありません。排水は、宅地内に柵を設置し、既存の水路に接続します。生活雑排水については合併浄化槽に接続します。日照通風、土砂流出については、問題ありません。総合判断で特に問題ないのでよろしくご審議のほどお願いします。
- (会長代理) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種いずれの要件にも該当しない農地ということ、第2種農地と判断しています。
- (会長代理) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (会長代理) それでは採決いたします。120番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (会長代理) 異議なしと認め、120番は許可されました。

【受付番号121番】

- (会長代理) 続きまして121番、井手の件ですが、現地調査の報告をお願いいたします。
- (10番委員) 周辺の状況ですが、東が畑、西が田、南が道、北が宅地です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。以上です。
- (会長代理) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。
- (主査) 15番委員が欠席のため、委員から報告を受けております。地元としては問題ないものと考えているということで報告を受けております。よろしく申し上げます。
- (会長代理) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) 農地区分ですが、市街化区域に近接し、市街化が見込まれる区域内にあるおおむね10ヘクタール未満の農地の区域内にある農地ということで、第2種農地と判断しています。
- (会長代理) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (会長代理) それでは採決いたします。121番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (会長代理) 異議なしと認め、121番は許可されました。

【受付番号122番】

- (会長代理) 続きまして122番、総社の件ですが、現地調査の報告をお願いいたします。
- (10番委員) 周辺の状況ですが、東が宅地、西が宅地、南が田、北が道路です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。以上です。
- (会長代理) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。
- (主査) こちらも、15番委員から報告を受けております。地元としては問題ないものと考えているということで報告を受けております。詳細は茅原委員から申し上げます。
- (会長代理) それでは、茅原委員からの説明をお願いいたします。
- (茅原委員) ここは、畑利用をされていたところですが、今回の転用で南に田が残りますが、支障はないと思いますので審議をよろしく申し上げます。
- (会長代理) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) 農地区分ですが、市街化区域に近接し、市街化が見込まれる区域内にあるおおむね10ヘクタール未満の農地の区域内にある農地ということで、第2種農地と判断しています。
- (会長代理) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (会長代理) それでは採決いたします。122番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(会長代理) 異議なしと認め、122番は許可されました。

【受付番号123番, 124番】

(会長代理) 続きまして123番, 井手の件ですが, 124番と関連がありますので一括審議とさせていただきます。現地調査の報告をお願いいたします。

(10番委員) 周辺の状況ですが, 123番については, 東が田, 西が宅地, 南が田, 北が道路です。124番については, 東が宅地, 西が田, 南が宅地, 北が道路です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。以上です。

(会長代理) それでは, 地元委員からの説明をお願いいたします。

(主査) こちらも, 15番委員から報告を受けております。123番については, 隣接の宅地と一帯利用という事で転用が出ております。地元としては問題ないということで報告を受けております。よろしく申し上げます。

(会長代理) それでは, 事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが, 市街化区域に近接し, 市街化が見込まれる区域内にあるおおむね10ヘクタール未満の農地の区域内にある農地ということで, 第2種農地と判断しています。

(会長代理) この件につきまして, 何かご質疑, ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(会長代理) それでは採決いたします。これらを許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(会長代理) 異議なしと認め、123番, 124番は許可されました。

【受付番号125番】

(会長代理) 続きまして125番, 北溝手の件につきまして, 現地調査の報告をお願いいたします。

(10番委員) 周辺の状況ですが, 東が道路, 西が畑, 南が宅地, 北が畑です。転用した場合の農地の影響はないと思われます。以上です。

(会長代理) それでは, 地元委員からの説明をお願いいたします。

(4番委員) 申請地は, 管理された畑です。詳細は前田委員から説明をお願いします。

(会長代理) それでは, 前田委員をお願いいたします。

(前田委員) 周辺営農状況ですが, 用水は問題ありません。排水は, 宅地内に柵を設置し, 既存の水路に接続します。生活雑排水については合併浄化槽に接続します。日照通風, 土砂流出に

については、問題ありません。総合判断としまして、特に問題はないと思いますのでよろしくご審議をお願いします。

(会長代理) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(会長代理) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(会長代理) それでは採決いたします。125番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(会長代理) 異議なしと認め、125番は許可されました。

【受付番号126番、127番】

(会長代理) 続きまして126番、宿の件につきまして、127番と関連がありますので一括審議とさせていただきます。現地調査の報告をお願いいたします。

(10番委員) 周辺の状況ですが、126番については、東が道路、西が道路、南が畑、北が宅地です。127番については、東が道路、西が畑、南が田、北が道路です。転用した場合の農地の影響はないと思います。以上でございます。

(会長代理) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(9番委員) この件については、宅地化が進んでいるところです。問題ないと思いますが、詳細な内容については、黒江委員からお願いします。

(会長代理) それでは、黒江委員からの説明をお願いいたします。

(黒江委員) 周辺営農状況ですが、用水は問題ありません。排水は、宅地内に柵を設置し、既存の水路に接続します。生活雑排水については集落排水に接続します。日照通風、土砂流出については、問題ありません。総合判断としまして、特に問題はないと思いますのでよろしくご審議をお願いします。

(会長代理) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種いずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(会長代理) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(会長代理) それでは採決いたします。これらを許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(会長代理) 異議なしと認め、126番、127番は許可されました。

【受付番号128番】

(会長代理) 続きまして128番、宿の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(10番委員) 周辺の状況ですが、東が田、西が道路、南が宅地、北が田です。転用した場合の農地の影響はないと思います。以上でございます。

(会長代理) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(9番委員) 申請地周辺は、宅地化が進んでいる地区です。詳細な内容について黒江委員からお願いいたします。

(会長代理) それでは、黒江委員からの説明をお願いいたします。

(黒江委員) 周辺営農状況ですが、用水は問題ありません。排水は、宅地内に柵を設置し、既存の水路に接続します。生活雑排水については公共下水道に接続します。日照通風、土砂流出については、問題ありません。総合判断としまして、特に問題はないと思いますのでよろしくご審議をお願いします。

(会長代理) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種いずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(会長代理) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(会長代理) それでは採決いたします。128番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(会長代理) 異議なしと認め、128番は許可されました。

【受付番号129番】

(会長代理) 続きまして129番、下倉の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(10番委員) 周辺の状況ですが、東が雑種地、西が道路、南が畑、北が道路です。転用した場合の農地の影響はないと思われまます。以上です。

(会長代理) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(2番委員) 周辺は、荒れている空き家や雑種地となっており、過疎になってきているところで申請人が製造加工業をやられております。近隣の田に迷惑をかけないように防音シートなどをしておられます。詳細は高上委員から説明をお願いします。

(会長代理) それでは、高上委員をお願いいたします。

(高上委員) 用水は問題ありません。雨水排水については、自然地下浸透です。日照通風は問題ありません。土砂流出については、境界部分にブロック擁壁を設置し、土砂が流出しないよう

にします。特に問題はないと思いますのでよろしくご審議をお願いします。

(会長代理) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) こちらは、雑種地に建っている農業用倉庫が農地にはみ出していたことから始末書が提出されています。農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(会長代理) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(会長代理) それでは採決いたします。129番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(会長代理) 異議なしと認め、129番は許可されました。

【受付番号130番、131番】

(会長代理) 続きまして130番、窪木の件につきまして、131番と関連がありますので一括審議とさせていただきます。現地調査の報告をお願いいたします。

(10番委員) 周辺の状況ですが、130番については、東が道路、西が田、南が田、北が宅地です。131番については、130番と一体開発という事です。転用した場合の農地の影響はないと思われます。以上です。

(会長代理) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(4番委員) この件については、前田委員から説明をお願いします。

(会長代理) それでは、前田委員をお願いいたします。

(前田委員) 周辺営農状況ですが、用水は問題ありません。排水は、宅地内に柵を設置し、既存の水路に接続します。生活雑排水については合併浄化槽に接続します。日照通風、土砂流出については、問題ありません。総合判断としまして、特に問題はないと思いますのでよろしくご審議をお願いします。

(会長代理) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(会長代理) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(会長代理) それでは採決いたします。これらを許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(会長代理) 異議なしと認め、130番、131番は許可されました。

【受付番号132番】

- (会長代理) 続きまして132番、上林の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。
- (10番委員) 周辺の状況ですが、東が田、西が宅地、南が田、北が道路です。転用した場合の農地の影響はないと思われまます。以上です。
- (会長代理) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。
- (14番委員) 申請地は、住宅振興地です。詳細は守安委員から説明します。
- (会長代理) それでは、守安委員をお願いいたします。
- (守安委員) 周辺営農状況ですが、用水は北側にあります。排水は、宅地内に柵を設置し、既存の水路に接続します。生活雑排水については合併浄化槽に接続します。日照通風、土砂流出については、問題ありません。総合判断としまして、特に問題はないと思いますのでよろしくご審議をお願いします。
- (会長代理) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。
- (会長代理) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (会長代理) それでは採決いたします。132番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (会長代理) 異議なしと認め、132番は許可されました。以上で議案第3号の審議は終了いたしました。

【議案第4号 農用地利用集積計画について】

- (会長代理) 続きまして別紙になります。議案第4号、農用地利用集積計画について、を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。
- (主査) 【議案第4号 農用地利用集積計画について朗読】
- (会長代理) まず、関係委員さんに退席をお願いします。

【10番委員退席】 2時31分

- (主査) 【議案第4号 農用地利用集積計画について説明】
- (会長代理) 事務局から説明のありました農用地利用集積計画についてですが、何かご質問がございましたら挙手で意見ををお願いします。
- (会長代理) 特にごございませんでしたら、原案どおり承認してよろしいでしょうか。

(委員) よろしい。

(会長代理) それでは、原案のとおり承認といたします。

【10番委員入室】 2時34分

【報告第1号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について】

(会長代理) 次に、報告事項に入ります。報告第1号、事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【報告第1号 報告書について朗読】

【報告第2号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】

(会長代理) 次に、報告第2号、事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【報告第2号 報告書について朗読】

【報告事項】

(会長代理) 23ページ以降は、その他報告事項となっております。お目通しください。

(会長代理) 以上でございますが、本日許可された議案につきましては、速やかに許可書を交付することといたします。また、開発許可が必要なものにつきましては、同日許可とし許可書を交付いたします。本日の許可件数は、3条関係が4件、4条関係が1件、5条関係が13件でございました。また、農用地利用集積計画につきましては、原案通り承認といたしました。以上で、日程第3の農地案件につきましての審議は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

(会長) ありがとうございました。それでは、日程第4その他に入ります。委員の方から何かありますか。

(委員) なし。

(会長) ないようでしたら、会長代理より閉会の挨拶をお願いいたします。

(会長代理) 【閉会挨拶】 以上でございます。今日はお疲れ様でございました。

閉会 午後2時48分